

● ・ 過誤処理に伴う高額介護サービス費等の返還について ・ ●

● 高額介護サービス費とは ・ ・ ・ ・ ・

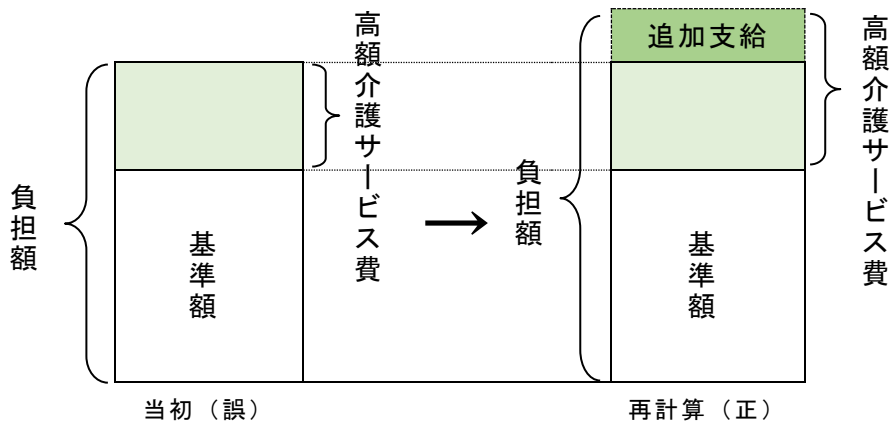
利用者の1月当たりの自己負担額が基準を超えた場合、超過分を利用者に対して支給するものです。(下図参照) なお、世帯に介護サービスを利用している方が複数人いる場合は、世帯全員の自己負担額を合算して算定し、それぞれの自己負担額により案分して当該サービス費を支給します。(基準は利用者の課税状況や収入等により異なります)

● 過誤処理による高額介護サービス費への影響 ・ ・ ・ ・ ・

過誤処理により利用者の自己負担額に変動がある場合、高額介護サービス費等の再計算を行い、必要に応じてサービス費の追加支給もしくは返還が必要となります。なお、過誤処理前後共に支給の対象外となっているときは除きます。

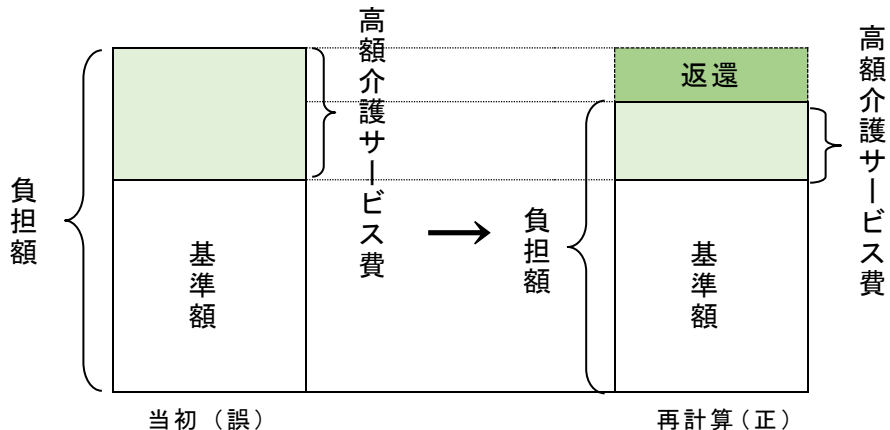
① 利用者の自己負担額が増額となった場合

本来の支給額より少なく高額介護サービス費を支給していることとなるため、後日追加でサービス費の支給を行います。



② 利用者の自己負担額が減額となった場合

本来の支給額より多く高額介護サービス費を支給していることとなるため、後日、利用者に対しサービス費の返還を求めます。

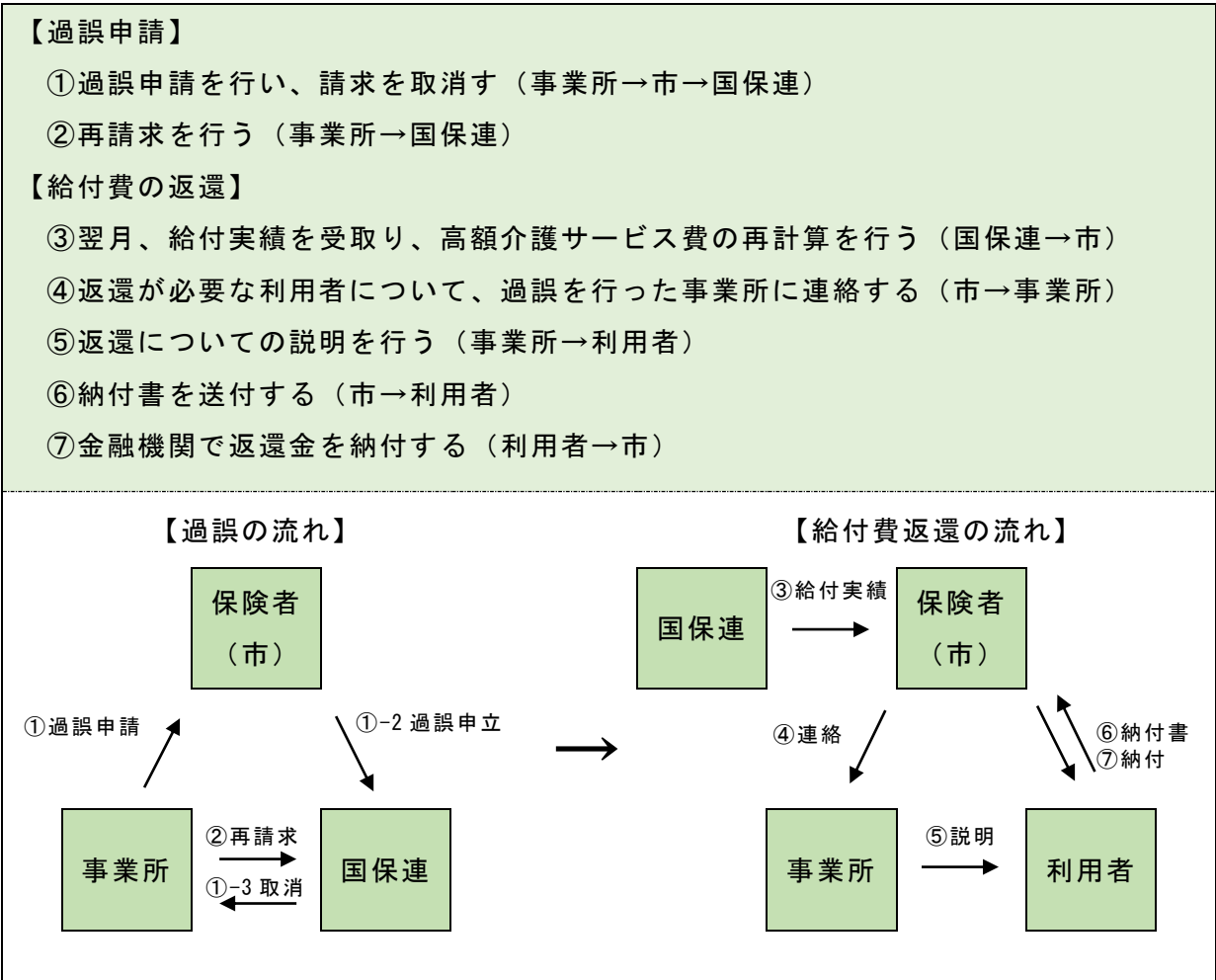


●利用者への説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

高額介護サービス費の返還が必要となった場合は、過誤処理担当から事業所へその旨を連絡します。連絡を受けたあと、請求について過誤があったこと、それに伴い高額介護サービス費の返還が生じていることを利用者に説明してください。返還について事前説明がなく、トラブルとなることがあります。説明については必ず事業所責任で行ってください。

●手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

過誤申請により返還が発生した場合、以下のような流れとなります。



●注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・追加での支給となる場合は、事業所・利用者共に特段の手続きは必要ありません（新規の支給となる場合は、利用者に申請書を提出していただきます）
- ・「高額介護サービス費とは」に記載しているとおり、複数人が介護サービスを利用している場合、過誤の対象となっていない方についても返還が生じることがあります。
- ・納付期限を過ぎても納付がない場合は、事業所から利用者へ納付の催促をしていただくことがあります。